

第 号  
年 月 日

計 画 通 知 書

建築主事 様

足立区長

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)による申請が下記のとおりあったので、同法第6条第3項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき下記のとおり長期優良住宅建築等計画を通知します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付年月日  
年 月 日
- 3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地及び申請者の氏名又は名称
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 添付書類 建築確認申請書

取 下 げ 届

年 月 日

(提出先)  
足立区長

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

下記の申請を取り下げたいので、足立区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定申請受付番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定申請受付年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 取下げの理由

(注意)

申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

別記第2号様式の2(第8条の2関係)

許 可 申 請 取 下 げ 届

年 月 日

(提出先)  
足立区長

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

下記の申請を取り下げたいので、足立区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条の2第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 申請書提出年月日及び受付番号  
年 月 日 第 号
- 2 敷地の地名地番
- 3 取下げの理由

第 年 月 日  
第 年 月 日

取 下 げ 通 知 書

建築主事 様

足立区長

下記の申請は、申請者により取り下げられたので、足立区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付年月日  
年 月 日
- 3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地及び申請者の氏名又は名称
- 4 認定に係る住宅の位置

工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

(提出先)

足立区長

認定計画実施者の住所又は

主たる事務所の所在地

認定計画実施者の氏名又は名称

認定長期優良住宅の建築工事が完了したので、足立区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第9条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

(地名地番)

(住居表示)

4 建築工事が完了したことを確認した建築士等

( 級) 建築士 ( ) 登録第 号

住所

氏名

( 級) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

名称

所在地

5 工事中の軽微な変更 ( 有 ・ 無 )

(内容)

(注意)

- 1 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 建築工事が完了したことを確認した者が建築士以外の場合には、建築士の住所・氏名の欄にその者の住所・氏名（建築士事務所の名称・所在地の欄にその者が所属する法人の名称・所在地）を記入してください。
- 3 軽微な変更がある場合は、「変更に係る図書」を添付して提出してください。
- 4 報告書には、「認定通知書の写し」及び「検査済証の写し」に加え、「建設住宅性能評価書の写し」又は「工事監理報告書の写し」を添付して提出してください。

状 況 報 告 書

年 月 日

(提出先)  
足立区長

認定計画実施者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定計画実施者の氏名又は名称

足立区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第9条第2項の規定に基づき、  
下記のとおり建築又は維持保全の状況について報告します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 報告の内容

(注意)

認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

取 り や め 届

年 月 日

(提出先)  
足立区長

認定計画実施者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定計画実施者の氏名又は名称

認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、足立区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第10条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置

(注意)

認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

別記第6号様式の2(第10条の2関係)

工 事 取 り や め 届

年 月 日

(提出先)  
足立区長

建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
建築主の氏名又は名称

下記の工事を取りやめたいので、足立区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第10条の2第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 許可の年月日・番号  
年 月 日 許可 第 号

2 敷地の地名地番

3 建築物等の用途

4 取りやめの内容

	許 可 面 積	取 り や め 面 積
建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

5 取りやめの理由



第 年 月 日  
号

取 消 通 知 書

様

足立区長

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記の認定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 取消しの理由

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対し審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として(訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)